

事務連絡
平成21年9月24日

各
〔 都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市 〕
民生主管部局 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する基本的考え方について（情報提供）

新型インフルエンザ（A/H1N1。以下、同じ。）の学校等の臨時休業については、平成21年5月22日に政府が定めた「基本的対処方針」に則り、厚生労働大臣が定めた「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）」に基づき対応いただいているところです。

今般、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部より、別添のとおり「学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する基本的考え方について」（平成21年9月24日付け事務連絡）が発出されましたのでお知らせいたします。

社会福祉施設等の新型インフルエンザの臨時休業に関しては、引き続き衛生主管部局と連携の上、対応いただきますようお願いいたします。